

公益財団法人京都市ユースサービス協会

第1 法人の概要

1 代表者

理事長 安保千秋

2 所在地

京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地 京都市中央青少年活動センター内

3 電話番号

075-213-3681

4 ホームページアドレス

<http://www.ys-kyoto.org/>

5 設立年月日

昭和 63 年 3 月 29 日

6 基本財産

30,000 千円 (うち本市出えん額 30,000 千円, 出えん率 100.0%)

7 事業目的

青少年が市民社会の担い手として成長するため, 京都市及び関係機関・団体等と協調し, 自主的な活動の機会提供と, 課題を乗り越えるための必要な支援を行うとともに, 市民の文化・福祉・体育活動の振興を図ること。

8 業務内容

- (1) 青少年活動に資する施設の運営を通して行う青少年育成に関する事業, ならびに市民の文化・福祉・体育活動の振興に資する事業
- (2) 青少年グループ・団体の交流や情報交換, 支援, 情報提供にかかわる事業
- (3) 就労や自立支援にかかわる事業
- (4) 青少年に関する調査・研究
- (5) 青少年に関する施策のうちで法人の目的にかなう事業
- (6) その他, この法人の目的を達成するために必要な事業

9 所管部局

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課 (TEL075-748-0016)

10 役員名等

(1) 理事長

安保千秋

(2) 常務理事

菌田博司, 松山廉

(3) 理事

小嶋薰, 松村幸裕子, 岡部茜, 石山裕菜, 池田英郎

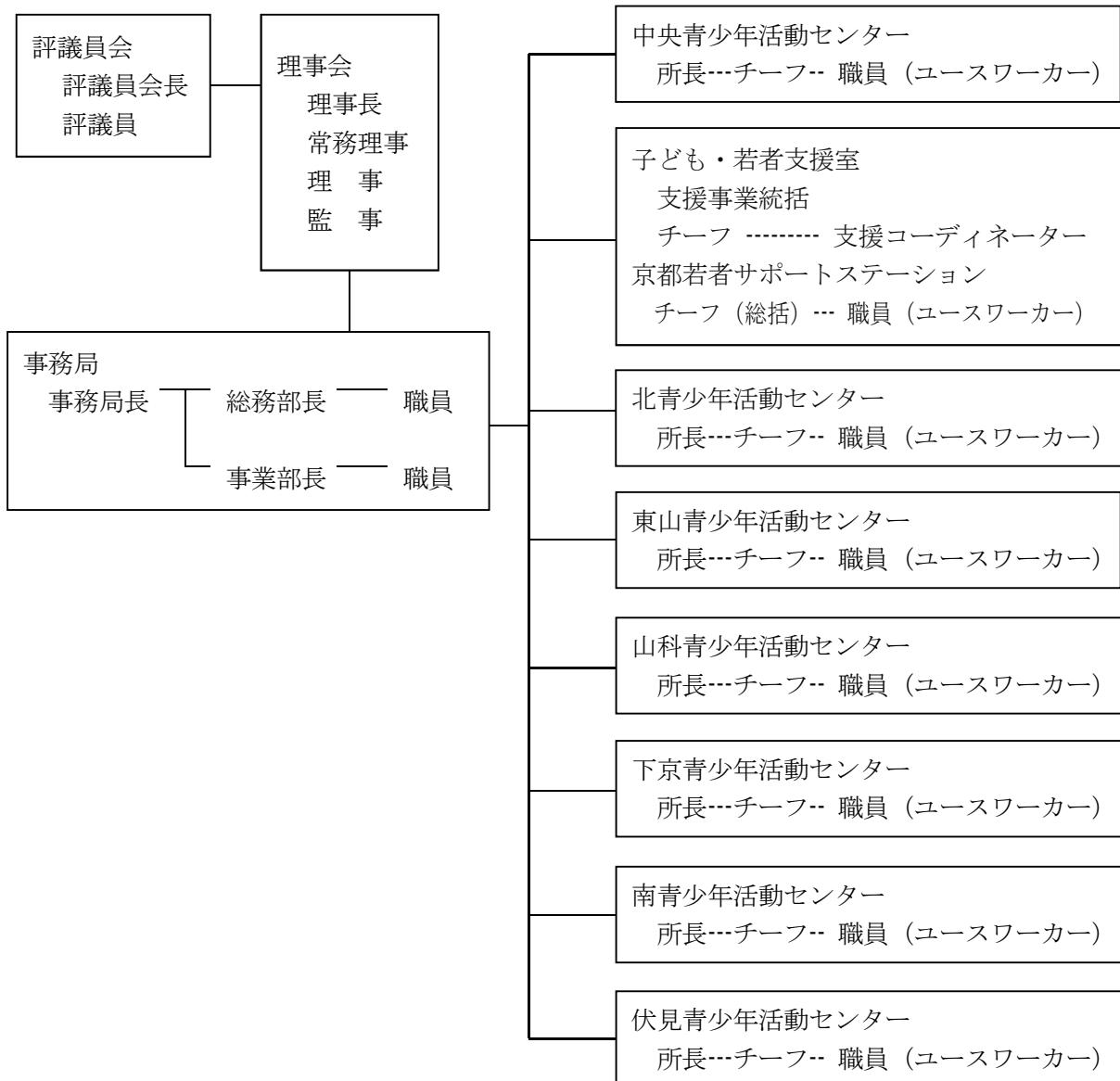
(4) 監事

赤澤清孝, 磯田利佳子

11 常勤職員数

52 人 (うち本市派遣職員 0 人)

12 組織機構



第2 経営状況

1 令和元年度決算

(1) 事業報告

ア 自主事業

(ア) ネットワーク形成事業

若者の成長を支援する様々な団体や機関の活動が、有機的につながることを目的として下記の取組を実施。

- a 若者に関わる団体の交流・情報交換の場づくりの開催（京都市補助事業）
- b 関係行政機関・関係団体への協力（協力事業）
- c 青少年育成・支援団体との事業共催・後援・協力（京都市補助事業含む）
- d 若者に関わる情報の受発信事業（京都市補助事業）

(イ) 市民参加促進事業

青少年が「市民社会」の主体となる「市民」としての経験・学習の機会提供として、シティズンシップ事業の開発、仕組づくりを実施。

(ウ) 新たな社会的ニーズに対応した事業の展開

新たな事業展開の機会をつかみ、社会的要請を先取りするため幅広い調査・研究活動、仕掛けの取組を実施。

(エ) ユースサービスの普及、事業開発にかかる取組

- a ユースワーカーの資格化を進めたほか、インターンの受入、ボランティア育成を実施。
- b ユースワーカー養成に関する立命館大学との共同研究、法政大学や奈良教育大学等の研究者等との共同研究、ユースワークの全国展開基盤強化として5団体会議を実施。

(オ) ディーセントな組織づくり（事業運営にかかる組織マネジメント）

スーパーバイズ・コンサルテーションの実施のほか、研修室による職員研修の組織的・計画的運営を行った。前年度に引き続きメンター制度を運用したほか、職員での検討チームによるアクションプラン策定を進めた。

(カ) 環境負荷の少ない団体・施設運営

KES認証を生かした施設運営を行うとともに、若者や地域への啓発的活動を進めた。

イ 協会受託事業

(ア) 青少年活動センターの管理運営

市内7箇所の青少年活動センターにおいて、「ユースサービス」（青少年の自己成長の支援）の理念に基づき、青少年団体や青少年グループの自主的な活動を支援、促進するとともに、それぞれが青少年個人の活動参画や課題を乗り越えるための支援を行う拠点的施設として機能するよう運営した。

(イ) 青少年活動センター協同事業の実施

青少年の交流促進・多世代交流事業（青少年と青少年に関わる多世代が交流できる場づくり）として、ユースシンポジウム「学習支援事業の現在地～10年目の成果とこれからを考える」を開催。その他、若者文化発信として若者文化発信事業「ユスカル！若者文化市」を開催。センター連携による若者の文化的なイベントを実施した。

(ウ) 青少年活動センターのないエリアにおけるアウトリーチ

ニュータウン（洛西・向島）エリアでの若者・地域のニーズに応えた拠点づくり事業を実施した。

(エ) 7つの青少年活動センターでの事業展開

特色を活かし、環境学習や創造表現、地域協働、スポーツ・レクリエーション、多文化共生などの固有テーマに基づく事業展開、及び以下の共通事項をもとに事業運営を行った。

a 居場所づくり支援事業

不登校、ひきこもり、対人関係に不安があるなど、コミュニケーションに課題を抱える青少年を対象に、グループ交流の場を各センターで提供した。

b 自主活動を支援する・担い手育成に関わる事業

青少年の社会への参画や、多様なボランティアの活動の場づくり、青少年活動を支援する団体等と協働した青少年の体験の機会づくりを行った。

c 地域交流・連携・参画に関わる事業

「京都はぐくみネットワーク」や「区民まつり」などの継続的な地域活動の取組や、インター生の受入れのほか、青少年の非行対策及び健全育成のため、京都市少年補導委員会との連携を図った。

d 相談・支援の取組

子どもや若者の育成支援における中核的な役割を、全青少年活動センターにおいて担えるように取り組んだ。

e 利用促進・情報発信・広報に関わる事業

広報誌やインターネットの広報媒体を活用し、サポートを必要とする若者や支援者への周知を充実させるとともに、中学、高校、専門学校、大学などへ訪問し、広報を行った。

f 少年非行の解決や軽減に向けた取組

京都府の「立ち直り支援チーム（ユースアシスト）」に協力し、係属中の少年らと地域清掃活動を実施。

ウ 京都若者サポートステーションの運営

無業状態の15歳から39歳までの学籍のない若者に対して、職業的自立に向けた支援を行うため、厚生労働省及び京都市から委託を受けて運営した。京都市域に加え、南丹・乙訓地域も含めた受託となり、南丹地域常設サテライトも運営している。

エ 子ども・若者指定支援機関業務等

子ども・若者支援地域協議会において、支援の主導的役割を担う指定支援機関として、関係機関との連携の下、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた総合的な支援に取り組んだ。

さらに、「子ども・若者育成支援推進法」に規定されるワンストップ窓口として、「子ども・若者総合相談窓口」を中央青少年活動センター内に設置し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者やその家族からの相談に対応したほか、平成25年度から「ひきこもり地域支援センター」の相談窓口としても対応している。

オ 生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援

京都市子ども若者はぐくみ局からの委託により、「生活保護世帯」、「生活困窮世帯」及び「ひとり親家庭」において進学を目指す中学生を対象として、学習支援を実施した。具体的には、BBS会及び地域のNPO等の協力を得て、大学生を中心とするボランティアが、中学生の学習支援等を行った。令和元年度の開設は18箇所。また、夏休み期間中には長時間学習会を実施した。

カ 社会的養護自立支援事業に係る生活相談等支援事業の取組

京都市子ども若者はぐくみ局から受託した社会的養護自立支援事業に係る生活相談等支援事業において、協会職員向け研修と児童養護施設職員を対象とした事前研修の実施、相談支援、交流会の運営及び実施、関係機関等の連絡調整を行った。

(2) 財務諸表

貸 借 対 照 表
令和2年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	65,737	64,046	1,691
未収金	914	1,112	△199
立替金	0	0	0
前払金	177	10	167
仮払リサイクル料	10	10	0
流動資産合計	[66,838]	[65,178]	[1,659]
2. 固定資産			
(基本財産)			
有価証券	30,000	30,000	0
基本財産合計	(30,000)	(30,000)	(0)
(特定資産)			
退職給与引当資産	29,890	25,280	4,610
減価償却引当資産	12,679	12,035	644
特定積立資産	4,870	16,170	△11,300
投資有価証券	10,000	0	10,000
特定資産合計	(57,439)	(53,485)	(3,954)
(その他固定資産)			
車両運搬具	0	53	△53
什器備品	55	2,093	△2,038
ソフトウエア	1,317	109	1,207
電話加入権	75	75	0
その他固定資産合計	(1,447)	(2,331)	(△884)
固定資産合計	[88,886]	[85,816]	[3,070]
資産合計	155,724	150,995	4,729
II. 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	25,386	0	25,386
預り金	1,223	3,254	△2,031
賞与引当金	15,537	15,224	313
流動負債合計	[42,147]	[42,617]	[△471]
2. 固定負債			
退職給与引当金	29,890	25,280	4,610
固定負債合計	[29,890]	[25,280]	[4,610]
負債合計	72,036	67,898	4,139
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
京都市出捐金	30,000	30,000	0
指定正味財産合計	[30,000]	[30,000]	[0]
(うち基本財産への充当額)	(30,000)	(30,000)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	[53,687]	[53,097]	[590]
(うち特定資産への充当額)	(28,549)	(28,205)	(344)
正味財産合計	83,687	83,097	590
負債及び正味財産合計	155,724	150,995	4,729

正味財産増減計算書
平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	36	36	0
特定資産運用益	4	0	4
事業収益	400,138	398,901	1,237
受取補助金	1,792	5,274	△3,482
受取寄付金	927	844	83
雑収益	823	1,040	△216
経常収益計	403,721	406,095	△2,374
(2) 経常費用			
事業費	397,676	404,169	△6,493
管理費	5,451	6,914	△1,463
経常費用計	403,127	411,083	△7,956
当期経常増減額	594	△4,988	5,583
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計		0	0
ソフトウェア除却損	0	0	△0
什器備品除却損	4	0	4
経常外費用計	4	0	4
当期経常外増減額	△4	△0	△4
当期一般正味財産増減額	590	△4,988	5,579
一般正味財産期首残高	53,097	58,086	△4,988
一般正味財産期末残高	53,687	53,097	590
II. 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額		0	0
指定正味財産期首残高	30,000	30,000	0
指定正味財産期末残高	30,000	30,000	0
III. 正味財産期末残高	83,687	83,097	590

2 令和2年度事業計画

(1) 事業計画の概要

ア 協会（本体）事業

(ア) ネットワーク形成事業

若者の成長を支援する様々な領域、地域団体等の活動が有機的につながり、当協会がネットワークのハブ（結節点）となるとともに、各団体から求められる存在となることを目指す。

(イ) 情報発信事業

若者や若者支援に関わる人を対象とした情報収集・発信に取り組む。

(ウ) 市民参加促進事業

若者が多様なコミュニティに主体として参画し、政策の決定過程に若者の視点で提案を行い、若者の意見や活動が尊重・反映されることを目指す。また、コミュニティが若者を受け入れ、コミュニティの一員として役割を持てるような状態が複数のエリアで生み出されることを目指す。

(エ) 新たな社会的ニーズに対応した事業の展開

新たな事業展開の機会をつかみ、社会的要請を先取りするため幅広い調査・研究・試行を行う。

(オ) ユースサービスの普及、事業開発にかかる取組

協会事業が社会的要請に応え、先取りしたものであり続けるための仕掛けとして取り組む。

ユースワーカーの資格化を進め、ユースサービスの同業者間連携と社会的認知が拡がることを目指す。また、ユースワークの現場体験を通してユースサービスの理解者が育つとともに、若者と関わる活動の人材育成が行われている状態を目指す。

(カ) ディーセントな組織づくり、事業開発の取組

職員が働きやすい組織づくりを行うとともに、市民活動団体としての一つのモデルとなることをを目指す。

(キ) 環境負荷の少ない団体・施設運営

職員の環境意識が高まり環境負荷の少ない施設運営ができること、そして利用者や地域住民に外部発信や環境啓発事業を行い、意識の高まりがある状態を目指す。

イ 青少年活動センター受託事業

京都市が設置している7箇所の青少年活動センターを指定管理者として運営する。「京都市青少年活動センターの管理に係る協定書」に準拠しつつ、施設管理及び事業運営を行う。各青少年活動センターでの事業においては、それぞれ固有の事業テーマに基づき、各分野での青少年を巡る課題に応える事業を実施する。

(ア) 青少年活動センター事業推進の総合的観点

a 必要とする“すべての”若者の成長と社会化のために働きかける専門機関を目指す
個別的な支援プログラムとともに、若者自身も含む集団の力を生かしたプログラムを通して、成長と社会化というすべての若者に共通する課題を乗り越えるためのサポートを行い、総合相談リンク機関としての役割を果たす。

b 若者が排除されたり孤立しないコミュニティづくり

若者を巡る社会的課題の解決や問題の軽減につながる活動を行う。そのために、若者が排除されたり孤立しないよう、また、地域や多様なコミュニティが若者の成長を支えるものとなるように働きかける。

c 若者の参画を仕掛ける

個別的なプログラムへの参加・協力を青少年活動センター運営への参画や地域参加につなげる。支援やサービスを受ける存在としてだけでなく、サービスの担い手として、コミュニティの担い手となるための経験の機会を提供する。

d 若者に関わる様々なアクターとの協働による事業展開

多様な行政機関・公共団体・市民との協働のハブ（結節点）として青少年活動センターを機能させる。特に各区（地域力推進室及び子どもはぐくみ室）との連携を強化する。

(イ) 7つの青少年活動センターで総合的に取り組む項目

- a 各青少年活動センターで分担する固有テーマに基づく事業
環境学習や創造表現・文化発信（アート），地域協働，スポーツ・レクリエーション，多文化共生などのテーマに基づく事業展開を図る。
- b 居場所づくりを支援する
若者が，安心して他者との関わりを持ち，コミュニティとつながり直しのための経験ができる場・空間が「居場所」である。全青少年活動センターにおいて，若者が居場所を形成していくための支援を行う。
- c 自主活動を支援する・担い手を育成する
青少年の自主活動を促進し，青少年の社会への参画や，青少年活動センター運営そのものへの若者の参画，多様なボランティアの活動の場づくり，青少年活動を支援する団体等と協働した青少年の体験の機会づくりを行う。
- d 地域交流・連携・地域参加に取り組む
青少年活動センターが地域コミュニティとつながるとともに，青少年と地域をつなげる「青少年活動拠点」として青少年活動センターを機能させる。
- e 利用促進と市民認知の拡大につなげる情報発信と広報に取り組む
広報誌やインターネットを活用した新たな広報媒体を活用し，サポートを必要とする若者や支援者への周知を充実させるとともに，中学，高校，専門学校，大学などへの「足を運んだ」広報を行う。
- f 相談・支援を行う
子ども・若者の育成支援における中核的な役割を，全青少年活動センターにおいて担えるように取り組む。そのために，青少年活動センターの相談・支援機能を充実させるとともに，子ども・若者支援室との協同，サポートステーションとの連携・一体性を強化する。
- g 少年非行の解決・軽減に向けて取り組む
中高生の利用が多い青少年活動センターを中心として取組を行う。
- h 環境負荷の少ない施設運営と啓発に取り組む
KES認証を生かした施設運営を行うとともに，若者への啓発を進める。環境学習を事業テーマとしている北青少年活動センターを中心として，青少年活動センター全体での取組を行う。

(ウ) 青少年活動センター協同事業の実施

若者が幅広い年代を対象として実施するプログラムを通して社会参加できる機会づくりを行う。また，それを通じて青少年活動センターの社会的評価と認知を高める効果的な広報にもつなげる。

ウ 子ども・若者指定支援機関業務

京都市が設置した子ども・若者支援地域協議会において，社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援について，指定支援機関として主導的な役割を担うとともに，配置している支援コーディネーターが関係機関等との架け橋となり，総合的かつ継続的な支援を実施する。子ども・若者総合相談窓口と一体的な運営を行い，総合相談リンク機関に位置付けられている青少年活動センター・若者サポートステーションとの連携を強化するほか，他機関とも連携して支援に当たる。

エ 生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援

経済的に厳しい状態にあること等で，家庭において勉強できる環境が整いにくい，主に中学生を対象とした学習支援を行う。令和2年度は既存の学習会の充実とともに，参加中学生一人ひとりの多様な機会保障の場として文化事業を推進していく。

オ 社会的養護自立支援事業に係る生活相談等支援事業

社会的養護のもとで生活経験のある青少年の社会的孤立を予防する事業に取り組む。

カ 京都若者サポートステーション受託事業

無業状態にある 15 歳から 39 歳までの学籍のない若者に対し、職業的自立に向けた支援を行うため厚生労働省と京都市から委託を受けて運営する。平成 29 年度より、南丹地域・乙訓地域も含めた受託になり、南丹地域に常設サテライトを設置。また、令和 2 年度から、就職氷河期世代への支援として、40 歳から 49 歳までが対象年齢に加わり、より幅広い層を支援していく。

数値目標として、新規登録者数 240 名、就職者（週 20 時間以上）144 名を目指す。

(2) 予算

正味財産増減予算書
令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	36	36	0
特定資産運用益	10	1	9
事業収益	394,987	404,210	△9,223
受取補助金	2,050	1,900	150
受取寄付金	1,150	1,100	50
雑収益	1,008	1,450	△442
経常収益計	399,241	408,697	△9,456
(2) 経常費用			
事業費	401,779	403,353	△1,574
管理費	6,962	6,644	318
経常費用計	408,741	409,997	△1,256
当期経常増減額	△9,500	△1,300	△8,200
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△9,500	△1,300	△8,200
一般正味財産期首残高	53,687	53,097	590
一般正味財産期末残高	44,187	51,797	△7,610
II. 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000	30,000	0
指定正味財産期末残高	30,000	30,000	0
III. 正味財産期末残高	74,187	81,797	△7,610

(参考1) 財務状況の推移

(単位:千円)

		H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (予算)
正味財産増減計算書	経常収益	400,813	406,095	403,721	399,241
	当期経常増減額	9,625	△4,988	594	△9,500
	当期正味財産増減額	9,625	△4,988	590	△9,500
貸借対照表	総資産	152,049	150,995	155,724	/
	総負債	63,963	67,898	72,036	
	正味財産	88,086	83,097	83,687	

(参考2) 京都市からの補助金等

(単位:千円)

		H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (予算)
委託料	青少年活動センター管理運営等 (指定管理)	298,444	298,444	356,416	342,965
	若者サポートステーション事業	6,539	6,539	6,600	
	子ども・若者総合支援業務 (※)	35,028	35,028		
	生活保護世帯等生活困窮世帯の 子どもに対する学習支援 (※)	12,406	14,348		
	社会的養護自立支援事業に係る 生活相談等支援事業 (※)	970	2,146		
補助金	情報発信事業等	4,625	4,110	1,000	1,000
	リユース食器利用促進助成		4	8	

(※) 令和元年度から、3事業を京都市青少年活動センターの指定管理業務に統合

第3 経営評価結果

1 所管局による経営状況の全般評価

財務面	<ul style="list-style-type: none">平成30年度は単年度赤字となつたが、令和元年度は黒字に転じており、経営努力が評価できる。特に消耗品費等の日常的なコストを削減すること等が、黒字につながつてゐることを評価したい。さらに、新たな財源確保の取組として、クラウドファンディングを行い、見事に目標額を達成していることも評価したい。
事業面	<ul style="list-style-type: none">令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設の一部閉鎖や、外出自粛等により、利用者が減少したが、4年連続で50万人を超えたことは、日頃の広報活動の成果であり、評価できる。各青少年活動センターのテーマに基づく特色ある事業や、センターのない地域でのアウトリーチ手法の活用など、着実に事業展開していることも評価できる。

2 外郭団体総合調整会議による評価コメント

財務面	<ul style="list-style-type: none">平成30年度は事業充実に伴う人件費の増加により、赤字となつたが、令和元年度は、2年ぶりに当期正味財産増減額が黒字となっており、経費節減に努められた結果が表れている。今後、継続して安定的な経営を行っていくためにも、更なる経費節減や収益増加の取り組みが必要である。
事業面	<ul style="list-style-type: none">本市からの委託事業である京都市青少年活動センターについて、4年連続で利用者数50万人を達成したことは評価できる成果である。青少年育成支援機関のノウハウを活かし、引き続き、利用者数の増加に努めてもらいたい。